

議案第 6 4 号

長与町表彰条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

表彰方法の見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの。

長与町表彰条例の一部を改正する条例

長与町表彰条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6カ月」を「6か月」に改める。

第8条を次のように改める。

（表彰方法）

第8条 表彰方法は、表彰状及び記念金品の授与により行うものとする。

第9条中「自治会長、学校長及び各種機関の長」を「執行機関の長」に改める。

第9条の2中「おく」を「置く」に改め、同条第3項中「かかる」を「係る」に、「終了したときは」を「終了した時は、」に改める。

第10条中「記念品」を「記念金品」に改める。

第11条を次のように改める。

（欠格事項）

第11条 町民感情にそぐわない者及び町長が不相当と認める者については、表彰を行わないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。